

豊岡市地域福祉計画推進委員会設置要綱に定める協議事項について

(協議事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項を協議する。

- (1) 計画の実現に向けた取組みの検討に関する事項
- (2) 計画の推進状況の評価に関する事項
- (3) 社会福祉法人が取り組む地域公益事業に関する事項**
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画に関し市長が必要と認める事項

平成29年4月1日施行の改正社会福祉法により下線(3)の協議事項を追加しました。

経緯

改正社会福祉法に伴う地域協議会の設置について

I 改正社会福祉法（平成29年4月1日施行）のポイント

- 1 社会福祉法人の経営組織の見直し
 - (1) 評議員及び評議員会設置の義務化（小規模法人には経過措置あり）
 - (2) 一定規模以上の社会福祉法人における会計監査人による監査の義務化
- 2 社会福祉法人の財務規律の強化
 - (1) 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準の作成
 - (2) 社会福祉充実計画の作成（所轄庁の承認が必要）**

II 地域協議会の設置について

1 設置義務

前述の2(2)社会福祉充実計画の作成については、社会福祉法人が決算を作成し、一定の算式により導かれた「社会福祉充実残額」（再投下対象財産）が計上されたならば、①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に充てる計画を作成し、所轄庁に承認を得なければならない。

そのうち②地域公益事業に充てる場合は、地域協議会の意見聴取を必要とする。

社会福祉充実残額

資産－負債－（基本金＋国庫補助等特別積立金）－（社会福祉事業用資産等＋運転資金）

地域公益事業の例示

- ・介護保険制度外の通院支援、配食サービス、（外出時の）移動支援
- ・低所得世帯等に対する生活支援（相談支援、就労支援）
- ※事業費が補助金、委託費で賄われているものを除く

地域協議会とは

社会福祉法人は、地域公益事業を行う社会福祉充実計画作成に当たっては、(中略)
当該事業区域の住民その他の関係者の意見を聴かなければならない (法第55条の2第6項)。

※厚生労働省が、説明資料等で「地域協議会」と呼称しているもの。

2 所轄庁の実施責任について

地域協議会の実施責任は、原則として所轄庁が有するものとし、その運営主体は所轄庁が地域の事情に応じて決定し、地域協議会の立ち上げを支援するとともに、円滑な意見聴取が行なわれるよう必要な調整を行うものとする (法第55条の2第8項)。

上級庁である兵庫県の方針

「(1) 地域協議会は、できる限り既存の会議体を活用する。

(2) 地域協議会の実施主体は所轄庁であることから、所轄庁が地域の实情に配慮して設置する (設置例①、②)。

① 所轄庁直営とし、市町地域福祉計画策定委員会 (策定後は推進委員会) を運営主体とする。

② 運営主体を市区町社会福祉協議会とし、地域協議会の構成員は、理事・評議員 (地域福祉計画推進委員会等既存の委員会・部会等の構成員の活用を含む) を中心に構成する。」

が示されています。

よって、豊岡市では、各種福祉関連計画の調和を図る上位計画である「豊岡市地域福祉計画」の推進のため進捗状況の評価を協議する「豊岡市地域福祉計画推進委員会」を「地域協議会」と位置付け、意見をいただくこととしました。

参考

社会福祉法 (抜粋)

□第55条の2第6項

6 社会福祉法人は、地域公益事業を行う社会福祉充実計画作成に当たっては、当該地域公益事業の内容及び事業区域における需要について、当該事業区域の住民その他の関係者の意見を聴かなければならない。

□第55条の2第8項

8 所轄庁は、社会福祉法人に対し、社会福祉充実計画の作成及び円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の支援を行うものとする。